

住民票等への『旧氏併記』

背景

政府の「女性活躍加速のための重点方針2016」等において、住民票及びマイナンバーカード等への旧氏の併記を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修を行うとされた。

国は、システム改修等に係る予算を措置し、システム改修を行った区市町村に対して補助金を交付することとなった。

制度の概要

- ▶ 住民票及びマイナンバーカード等※に、本人からの申出により『旧氏』（婚姻等による氏の文字の「変更直前の氏」又は「出生時の氏」のうちの1つ）を併記することができる（日本人のみ）。

（※住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード、住民票記載事項証明書、閲覧台帳、転出証明書、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報、署名用電子証明書、印鑑登録証明書など）

- ▶ 住民票に旧氏併記の申し出をした者は、住民票の写し、通知カード及びマイナンバーカード等において、旧氏の記載を省略することはできない。

○ 住民票

(現行の日本人の住民票様式)

住 民 票									
氏 名									
性 別	統 柄	個人番号			住民票コード				
住 所	東京都新宿区				区民となった年月日				
世帯主									
本 籍	筆 頭 者								
*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

氏名欄とは別に新たに旧氏欄を追加

○ マイナンバーカード



【参考】マイナンバーカードについては、「旧氏」併記の他、希望者には「ローマ字氏名の併記」及び「生年月日の西暦表記」も可能となる見込み。